

特記仕様書

老朽管布設替工事(美園町地内その1)

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。

安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領

工事請負契約書

愛知県企業庁発行工事標準仕様書

関係法令及び諸工事基準

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示		
I	工 法 関 係	①	工 事 施 工 関 係	1	工 法 指 定	指定工種及び工法		
						工法指定する理由		
				2	仮 設 工 事	仮設工法		
						仮設工法選定条件		
				3	仮 設 備	仮設備の構造		
						仮設備の施工方法		
						仮設備の設計条件		
				4	薬 液 注 入	設計の前提条件		
		施工区分						
		材料種類						
		施工範囲						
		削孔本数及び延長						
		注入量及び注入圧						
		周辺環境調査の内容						
		○	5	現 場 発 生 品	品名・規格・数量	乙筐・マジック・サドル・仕切弁・弁柵等の再利用可能品		
					引渡場所・運搬距離	安城市現業事務所		
					再使用の有無	現業事務所にて再使用資材を確認する。		
		6	支 給 品 及 び 貸 与 品	品名・規格・数量				
				品質・性能				
				引渡場所・運搬距離				
7	部 分 使 用	部分使用箇所						
		部分使用時期						
		部分使用目的						
8	振 動 測 定	振動測定						
②	工 事 用 道 路	○	1	一 般 道 の 使 用	搬入経路	現道使用		
					搬出経路	現道使用		
					使用期間	工事期間中		
					使用時間帯	9:00～17:00 昼間施工		
					使用中・使用後の処置内容	使用後の補修は監督員と立会い協議すること。		
		2	仮 道 路	仮設道路の構造				
				安全施設等の設置内容				
				安全施設等の設置期間				
				工事終了後の存置・撤去				
				維持補修の内容				
③	関 係 品 質	1	品 質 管 理	品質管理に関する条件				

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示	
Ⅱ	工程関係	①	関連工事	1 関連工事	関連する工事名及び発注者		
					関連する工事内容		
					調整結果内容		
					施工に係る条件		
			2 公共補償工事等 他管理者協議	2	管理者名		
					協議結果内容		
					施工に係る条件		
					協議成立見込時期 (未了の場合)		
			3 占用支障物件協議	3	占用支障物件名		
		協議結果内容					
		施工に係る条件					
		協議成立見込時期(未了の場合)					
		②	1 交差協議等	1	協議機関名		
					協議結果内容		
施工に係る条件							
協議成立見込時期 (未了の場合)							
2 地元調整	2		調整結果内容				
			施工に係る条件				
3 法令等手続き	3		手続き先機関				
			協議結果内容				
			施工に係る条件 協議成立見込時期 (未了の場合)				
Ⅲ	用地関係	①	用地関係	1 借地	場所及び範囲		
					時期及び期間		
					使用条件		
					復旧方法		
					工事に必要な土地の借地料		
				2 工事用地の復旧	2	場所及び範囲	
						時期及び期間	
						使用条件	
						復旧方法	
				3 事業損失防止調査	3	事前・事後調査の区分	
						調査時期	
						調査方法	
						調査範囲	
						調査項目	
				4 立木伐採	4	対象範囲	
						処理方法	

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示			
IV	安全策関係	①	安全策関係	1	交通安全施設	指定内容			
						指定期間			
				2	近接施工	近接する施設			
						施工方法・作業時間帯等			
				○	3	交通誘導警備員等の配置 A・・・公安委員会の検定合格者 B・・・資格者以外	該当路線名		市道 美園町10号線ほか
							配置位置		工事箇所的前後
							配置人数		2人
							時間		9:00～17:00 昼間
							交代要員		有り
							期間		56.0日
備考	資格者以外(B)配置								
交通誘導警備員配置図	—								
交通誘導警備員配置期間算出表	—								
V	建設副産物	①	建設発生土	1	建設発生土の利用	搬入元利用方法			
						数量			
						土質区分			
						片道運搬距離			
						備考			
						現場利用条件	土質試験 項目		
							箇所・数		
							土質改良		
							仮置場		
						○	2		建設発生土の搬出
				数量	379m ³				
				土質区分	第2種建設発生土				
				片道運搬距離	6.5km				
				備考	但し数量は変更対象とする。				
				搬出先受入条件	土質試験 項目				
					箇所・数				
					土質改良				
					仮置場				
					搬出先詳細及び経路				
				○	②	建設廃棄物	1		建設廃棄物の処理
数量	4.68m ³								
処理等施設の名称	中間処理施設								
片道運搬距離	30km以内								
処理方法受入条件等									
建設廃棄物の種類	As塊、Co塊								
数量	As=106.6m ³ 、Co=1.2m ³								
処理等施設の名称	中間処理施設								
片道運搬距離	6.3km								
処理方法受入条件等									
建設廃棄物の種類	金属管、樹脂管								
数量	樹脂管=1013m								
処理等施設の名称	中間処理施設								
片道運搬距離	樹脂管=5.8km								
処理方法受入条件等									
備考	但し数量は変更対象とする。								

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示	
VI	資料の確認	①	資料の確認	1	地質調査報告書の貸与		
				2	測量成果簿の貸与		
				3	用地境界杭の確認資料提示		
				4	測量基準点の確認資料提示		
				5	地下埋設物の確認資料提示		
				6	設計委託成果の貸与		
VII	その他	①	その他	1	調査・試験等に対する協力	施工合理化調査	
				2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種	法枠工及び法面整形工	
						既成杭工	
		運搬処理工(廃棄物)					

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(監督員)

第5条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第6条 予定週工程表を箇所図を添えて提出すること。

(建設副産物の報告)

第7条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(県産品の優先使用)

第8条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目の内、主要資材、施工方法の監督員による段階確認等、施工管理計画の品質管理、管理測定箇所図、写真撮影箇所図については、施工計画書に記載しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真及び進行状況を示す図を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第12条 「1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)」は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(南海トラフ地震に関する情報)

第13条 愛知県建設部発行土木工事標準仕様書に記載のある「東海地震注意情報」は、「南海トラフ地震に関する情報」と読替えるものとする。

(埋設物の事前調査)

第14条 工事区間及び周辺の架空線や地下埋設物の調査を行い、事前に占有物管理者と立ち会うこと。また、地下埋設物に対しては位置・深さ等を把握し照査報告書を提出すること。

(家屋等の事前調査)

第15条 工事区間及び周辺の塀及び土間等のひび割れ傾き、植生の枯渇現況を地権者立会いの下で行い、写真資料を添えて報告すること。

(境界杭の調査保護復旧)

第16条 工事区間及び周辺の境界杭等の確認及び控え杭等設置(逃げ、保護)並びに境界杭等の復旧(戻し)については、地権者立会いの下で行うこと。

筆界は、境界杭等の有無に係わらず施工前及び施工後の写真(位置の確認が出来るもの)を完了時に提出するものとする。

(道路使用)

第17条 受注者が道路使用許可の申請書類を作成し、監督員の内容確認後に申請を行うこと。また、許可書の写しを監督員へ提出し、許可書の原本は工事現場にて携帯すること。

(設計図書への疑義)

第18条 設計書内の配管計画及び配管資材に疑義のある場合は、入札に先立ちこれを正すものとし、契約締結後は発注者の解釈に従うものとする。

(水道工事留意事項－設計要綱の適用)

第19条 施工は「安城市水道工事設計要綱」を標準とし、疑問を生じた場合は、受注者の判断によることなく、監督員と協議すること。

(水道工事留意事項－使用材料)

第20条 PP管用砲金接手資材は、改良耐震強化型(コア改良型)を使用すること。

(水道工事留意事項－水道配水用ポリエチレン配管の技術者配置)

第21条 水道配水用ポリエチレン配管について、「水道配水用ポリエチレン配管施工講習」の受講者が施工すること。また受講証を施工前に提示すること。

(水道工事留意事項－工事完了図面等の完了時提出)

第22条 工事完了図面及び公道分切替台帳は、工事完了時に提出すること。

(水道工事留意事項－バルブ操作時の事前打合せ)

第23条 水道管の洗管は、水道工務課職員で行うため、日程・通水・住民周知方法等について事前に打ち合わせをすること。

(水道工事留意事項－石綿管の撤去)

第24条 本工事及び関連工事において石綿管を確認した場合は「石綿障害予防規則」を遵守すること。

(水道工事留意事項－工事日報の提出)

第25条 現場作業を行う時は、作業内容等を施工日毎に工事日報を作成し、工事記録とともに完了時に提出すること。

日報の作業図は竣工配管図やEF継手チェックシート対象図と整合すること。記録内容は、作業内容、作業車両、使用資機材、現地作業員、交通整理員、その他監督員と協議し必要と定めた事項を記録するものとする。

工事日報のある日の工事記録(該当日付欄)は省略できるものとする。

(水道工事留意事項－公道分切替工の管理)

第26条 公道分切替工は、所有者又は使用者に作業内容及び復旧範囲を説明し照査報告書を提出すること。

施工は水道用ポリクス二層管1種軟質の最小曲げ半径を遵守し、適切な継手材を選択すること。

公道分切替台帳と現地との整合を確認するため、全箇所において給水管、止水栓、メーター等の位置関係、分岐内容及び分水コア抜き、各継手資材の種類が確認できる写真管理を行うこと。

(水道工事留意事項－緊急本管修繕等への協力)

第27条 本工事契約期間内において安城市水道事業から緊急本管漏水修繕等の依頼があったときは、監督員と協議のうえ、可能な限り協力に応じること。

(水道工事留意事項－完了図書の事前確認)

第28条 完了図書の内容について、完了日の7日前までに監督員に提出し事前確認を受けること。